

治山工事共通特記仕様書(昭和 58 年6月 2 日付け 58 前治第 311 号)の一部改正について 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則 (適用範囲)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(安全施設及び監視員等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(安全標示板)</p> <p>第3条 標準仕様書 1-1-1-31 第5項に定める立入禁止の標示のうち、酸素欠乏の危険が予想される箇所の作業には、次の規格、内容の安全標示板を作業場所の見やすい箇所に設置するものとする。 なお、上記以外の立入禁止の標示が必要な現場についても、本条に準じて安全標示板を設置するものとする。</p> <p><u>2</u> 規格は、縦 90cm、横 180cm を標準とし、<u>明瞭な表示とすること。なお、特に「立入禁止」等の文字においては、他の表示より強調し分かりやすくすること。</u></p> <p><u>3</u> 標示の内容は、次の事項を具体的に記載するものとする。</p> <p><u>(1)</u> 酸素欠乏となる危険があるので、当該作業に従事する者以外の立入の禁止</p> <p><u>(2)</u> 当該場所に立入る者の取るべき措置</p> <p><u>(3)</u> 事故発生の措置</p> <p><u>(4)</u> 空気呼吸器、酸素測定器、避難用具、送気設備等の備え付け場所</p> <p><u>(5)</u> 酸素欠乏作業主任者の氏名</p> <p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(図面と現地の不一致等の処置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(工事標示板の設置)</p> <p>第6条 標準仕様書 1-1-1-28 第3項に定める工事標示板は次を標準とする。ただし、監督職員から別途指示のあった場合を除く。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則 (適用範囲)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(安全施設及び監視員等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(安全標示板)</p> <p>第3条 標準仕様書 1-1-1-31 第5項に定める立入禁止の標示のうち、酸素欠乏の危険が予想される箇所の作業には、次の規格、内容の安全標示板を作業場所の見やすい箇所に設置するものとする。 なお、上記以外の立入禁止の標示が必要な現場についても、本条に準じて安全標示板を設置するものとする。</p> <p><u>(1)</u> 規格は、縦 90cm、横 180cm を標準とし、<u>表面は白色、文字は黒ペンキの楷書で、特に強調する文字「立入禁止」等は、赤ペンキ書きとする。</u></p> <p><u>(2)</u> 標示の内容は、次の事項を具体的に記載するものとする。</p> <p><u>ア</u> 酸素欠乏となる危険があるので、当該作業に従事する者以外の立入の禁止</p> <p><u>イ</u> 当該場所に立入る者の取るべき措置</p> <p><u>ウ</u> 事故発生の措置</p> <p><u>エ</u> 空気呼吸器、酸素測定器、避難用具、送気設備等の備え付け場所</p> <p><u>オ</u> 酸素欠乏作業主任者の氏名</p> <p>(支給材料及び貸与品)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(図面と現地の不一致等の処置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(工事標示板の設置)</p> <p>第6条 標準仕様書 1-1-1-28 第3項に定める工事標示板は次を標準とする。ただし、監督職員から別途指示のあった場合を除く。</p> <p><u>(1)</u> 寸法は縦 90cm、横 180cm 程度の横型又は縦 140cm、横 110cm 程度の縦型と</p>

- 2 寸法は縦 90cm、横 180cm 程度の横型又は縦 140cm、横 110cm 程度の縦型とする。
- 3 木材を使用した標示板とし、文字等は明瞭に表示する。
- 4 標示内容は、次を標準とする。

表〔略〕 なお、和暦標記を平成から令和に変更
※改元が行われた場合は適宜変更する。

- 5 工事標示板又は工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。なお、記載内容の詳細については、監督職員の指示によること。

(建設機械の使用)

第 7 条 削除

する。

- (2) 木材を使用した標示板とし、文字は黒色の楷書とする。
- (3) 標示内容は、次のとおりとする。

表〔略〕

(4) 新設

(建設機械の使用)

第 7 条 標準仕様書 1-1-1-4 に定める施工計画書の提出に当たり、当該工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について(平成 11 年 4 月 1 日付け林野計第 134 号林野庁長官通知)」に示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。(排出ガス対策型建設機械を使用できない場合であっても、排出ガス対策型と認定を受けた浄化装置を装着した建設機械については、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。)なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

- 2 受注者は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。
- 3 対象機種は、ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した次に掲げる一般工事用建設機械とする。
ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

- ・バックホウ
- ・トラクターショベル(車輪式)
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機(可搬式)
- ・空気圧縮機(可搬式)
- ・油圧ユニット

(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマー、パイプロハンマー、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、全回転オールケーシング掘削

(特定建設資材の使用)

第7条 〔略〕

(主任技術者)

第8条 国有林野事業工事請負契約約款第10条1項に定める主任技術者の資格要件については、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。
- (2) 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。
- (3) 技術士の資格を有する者。(技術士法(昭和32年法律第124号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者に限る。)
- (4) 一般社団法人 日本森林技術協会が行う林業技士の登録(森林土木部門に限る。)を受けた者。
- (5) (1)又は(2)と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者。

(6) 当該工事における入札説明書に記載の要件を満たす者

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について)

第9条 〔略〕

(ダンプトラック等による過積載等の防止)

第10条 受注者は、ダンプトラック等を使用する場合、以下の事項を遵守し過積載等の防止に取り組まなければならない。

- 2 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 3 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 4 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 5 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 6 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏

機)

•ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ

•ホイールクレーン

(特定建設資材の使用)

第8条 〔略〕

(主任技術者)

第9条 国有林野事業工事請負契約約款第10条1項に定める主任技術者の資格要件については、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。
- (2) 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。
- (3) 技術士の資格を有する者。(技術士法(昭和32年法律第124号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)のいずれかに合格した者に限る。)
- (4) 一般社団法人 日本森林技術協会が行う林業技士の登録(森林土木部門に限る。)を受けた者。
- (5) (1)又は(2)と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者。

(6) 新設

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について)

第10条 〔略〕

(ダンプトラック等による過積載等の防止)

第11条 受注者は、ダンプトラック等を使用する場合、以下の事項を遵守し過積載等の防止に取り組まなければならない。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置

まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

7 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

8 2から7のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(余裕期間について)

第 11 条 受注者は、設計図書に記載のある余裕期間内において、資材の工事現場への搬入、仮設物の設置及び工事の施工等を行ってはならない。なお、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。

(三者会議の開催について)

第 12 条 工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、受注者及び設計を担当した測量・設計コンサルタント(以下「設計者」という。)の三者会議の設置対象工事である場合は、以下のとおり実施するものとする。

2 受注者は、工事着手前に設計図書の照査を実施し、速やかにその結果を発注者に報告するとともに、発注者に三者会議の開催を要請すること。

3 三者会議の開催に要する費用は受注者の負担とする。発注者は、当初契約締結後、受注者に対して設計計上している三者会議の資料作成及び出席者に要する費用を提示し、受注者は、設計者に対して当該費用を支払うとともに、当該支払の内容が確認できる証明書類を発注者に提出するものとする。なお、支払う費用は落札比率を考慮しないものとする。

4 前項の設計者に対して支払う三者会議の資料作成及び出席に要する費用については、次に挙げるものを基本とし、消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

(1)直接人件費(1回当たり)

<u>業務内容</u>	<u>技術者の区分</u>	<u>技術者の職種</u>	<u>歩掛(人/回)</u>
<u>三者会議出席</u>	<u>管理技術者</u>	<u>主任技師</u>	<u>0.5</u>
<u>〃</u>	<u>担当技術者</u>	<u>技師(A)</u>	<u>0.5</u>
<u>会議資料作成</u>	<u>担当技術者</u>	<u>技師(A)</u>	<u>0.5</u>

(2)直接経費

直接経費は、原則として旅費交通費(日帰り)を積算するものとし、農林水産省 所管旅費支給規則及び農林水産省職員日額旅費支給規則に準じて算

法」の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(新設)

定する。

なお、積算上の出発地は、設計者の所在地とする。

(3)その他原価

その他原価＝(直接人件費)× α ／(1－ α)

ただし、 α は業務原価(直接経費の積算計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(4)一般管理費等

一般管理費等＝(業務原価)× β ／(1－ β)

ただし、 β は業務原価に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(現場環境改善の実施)

第 13 条 [略]

(現場環境の整備(快適トイレ))

第 14 条 誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備については、監督職員と協議することとし、設置した場合は変更契約においてその整備に必要な費用を計上するものとする。

1 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(18)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1)洋式便器

(2)水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)

(3)臭い逆流防止機能

(4)容易に開かない施錠機能

(5)照明設備

(6)衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

(7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8)入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)

(9)サンタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)

(10)鏡と手洗器

(11)便座除菌クリーナー等の衛生用品

(現場環境改善の実施)

第 12 条 [略]

(新設)

【推奨する仕様、付属品】

(12)室内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)

(13)擬音装置(機能を含む)

(14)着替え台

(15)臭気対策機能の多重化

(16)室内温度の調整が可能な設備

(17)小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場等)

(18)付属品等の木質化

2 その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本条項の対象外とする。

(遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について)

第 15 条 建設資材においては、設計図書に記載の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

(地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について)

第 16 条

1 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することとする。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。

3 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対

象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し監督職員に提出するものとする。

- 4 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費の計上額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

第 17 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行うものとする。

2 用語の具体的な内容は次のとおりである。

(1)真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

ただし、新型コロナウイルス対策を実施する場合は「日最高気温が 28℃以上の日」をいう。

(2)工期

工事着手から工事完成日までの期間とし、実際に現場着手した日から後片付けまでの期間とする。ただし、変更契約手続き上、後片付け期間までを対象期間とすることが困難な場合は、受発注者協議により別途定めた日を工事完成日として見なすことができるものとする。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から1月3日までの6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 週休2日の取り組みを併用している場合の工期及び真夏日の考え方

熱中症対策に資する現場管理費率の補正を適用し、併せて週休 2 日にも取り組んでいる場合において、工期及び真夏日については以下のとおりとする。

ア. 工期: 週休 2 日にかかる現場閉所日は工期に含める

イ. 真夏日: 週休2日にかかる現場閉所日は真夏日に含めない

(4) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期内の真夏日} \div \text{工期}$$

3 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

4 気温の計測方法等

(1) 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所(以下「地上・地域気象観測所」という。)の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の観測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 気温の補正方法

(1)の気温の計測結果(工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。

ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難しい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

$$\text{補正後の気温(℃)} = \text{気温(℃)} - \text{標高差(m)} \times 0.6 / 100(\text{m})$$

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 計測箇所の標高(m)

(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること)

5 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※補正係数:1.2

(情報共有システムについて)

第18条 情報共有システムの実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 情報共有システムの利用を要望する場合には、受注者が発注者に申し出を行うこととする。
- (2) 情報共有システムの利用は、「森林整備保全事業工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※実施要領:

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koubai-nyuusatu/>

- (3) 受注者は、発注者から運用上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。
- (4) 費用(登録料及び使用料)は、共通仮設費率(技術管理費)に含まれる。

(遠隔臨場について)

第19条 工事現場における遠隔臨場の実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認、材料検査、立会等を行うものである。なお、遠隔臨場の実施に当たっては、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」(以下「試行要領」という。)によるものとする。

※林野庁 HP 参照:

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koubai-nyuusatu/>

- (2) 効果の検証、課題の抽出等を行うため、試行要領に基づき実施した工事を対象にアンケート調査を求められた場合は、これに協力しなければならない。詳細については監督職員の指示によるものとする。

(デジタル工事写真の黒板情報電子化について)

第20条 デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受発注者間協議によりデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する。)とすることができる。対象工事では、以下の(1)から(4)の全てを実施することとする。

(1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」と称する。)は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施(3)黒板」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していることとする。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

(2) デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施(3)黒板」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3) 黒板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取扱いは、森林整備保全事業工事写真管理基準に準ずるが、同条(2)に示す黒板情報の電子的記入については、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施(6)」で規定されている画像編集には該当しない。

(4) 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条(2)に示す黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に受注者は、URL：<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/Index.html> のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載し

た写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする

(高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について)

第 21 条 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について、任意の様式により提出することができる。

第 22 条～第 27 条 〔略〕

(堤名板等の設置)

第 28 条 コンクリート及び鋼製ダム工(谷止、床固)の堤名板は、次のものを標準とし、下流側袖部又は袖天端(袖かくし等)付近の見やすい箇所に設置しなければならない。

- (1) 規格 表〔略〕
- (2) 標示内容 〔略〕 なお、和暦標記を平成から令和に変更
下記の内容を基本とするが、現場代理人、主任技術者(監理技術者)などの技術者の氏名を記載しても良いこととし、この場合は監督職員に届出ること。
- (3) 書体は楷書とし、改元が行われた場合は適宜変更する。

2 治山ダム工(谷止、床固)に準ずる規模の土留工については、前項に準じて名板を設置するものとする。

- (1) 標示内容 〔略〕 なお、和暦標記を平成から令和に変更

3 集水井の標識板は次のものを標準として設置しなければならない。

- (1) 規格・寸法 〔略〕
- (2) 標示内容 〔略〕 なお、和暦標記を平成から令和に変更
下記の内容を基本とするが、現場代理人、主任技術者(監理技術者)などの技術者の氏名を記載しても良いこととし、この場合は監督職員に届出ること。
- (3) 書体は楷書とし、改元が行われた場合は適宜変更する。

第 13 条～第 18 条 〔略〕

(堤名板等の設置)

第 19 条 コンクリート及び鋼製ダム工(谷止、床固)の堤名板は、次のものを標準とし、下流側袖部又は袖天端(袖かくし等)付近の見やすい箇所に設置しなければならない。

- (1) 規格 表〔略〕
- (2) 標示内容 〔略〕

- (3) 書体は、楷書とする。

2 治山ダム工(谷止、床固)に準ずる規模の土留工については、前項に準じて名板を設置するものとする。

- (1) 標示内容 〔略〕

3 集水井の標識板は次のものを標準として設置しなければならない。

- (1) 規格・寸法 〔略〕
- (2) 標示内容 〔略〕

- (3) 書体は、楷書とする。

第 29 条～第 39 条 〔略〕

(吹付工一般)

第 40 条 吹付法面の最下端部で雨水による洗掘の恐れのある場合は、その防止処置をしなければならない。

2 練り混ぜは機械練りとし、材料を充分練り混ぜた後に吹付けなければならない。

3 施工面積の出来形図(縮尺 1/100～1/200 程度)を作成し、提出するものとする。この場合の法長は、測点間を結んだ線長とし、m 以下 1 位止め(2 位四捨五入)で計測しなければならない。

4 出来形には、吹付量、接着強度、圧縮強度、圧縮強度用供試体の設置箇所、標準地(アンカーピン、金網張り)の選定箇所を記入するものとする。

5 施工面積の計算方法については特に定めないが、個々の計算結果については、m² 単位以下 1 位止め(2 位四捨五入)、集計においては単位止め(1 位四捨五入)とする。

また、周囲測定の測点を確認し、水平面積を求めて併記しなければならない。ただし、測点の確認が不可能となった場合は、斜面積と平均傾斜角から水平面積を求めることができる。

第 41 条～第 44 条 〔略〕

第 3 節 吹付工の出来形管理

(削除)

第 4 節 吹付工の工事記録写真

(削除)

第 20 条～第 30 条 〔略〕

(吹付工一般)

第 31 条 吹付法面の最下端部で雨水による洗掘の恐れのある場合は、その防止処置をしなければならない。

2 練り混ぜは機械練りとし、材料を充分練り混ぜた後に吹付けなければならない。

3～5 新設

第 32 条～第 35 条 〔略〕

第 3 節 吹付工の出来形管理

(出来形図)

第 36 条 〔略〕

第 4 節 吹付工の工事記録写真

(写真の撮影)

第 37 条 〔略〕

様式1 (追加)

実績変更対象費に関する実施計画書

費用		費用	内容	計上額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む。）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料及び燃料費等を含む。）	
	小計			
現場管 理費	労務管 理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助及び交通費	
	小計			
合計				

様式2 (追加)

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費用		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む。)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料及び燃料費等を含む。)			
	小計					
現場管 理費	労務管 理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助及び交通費			
	小計					
合計						

附則 この治山事業共通特記仕様書の一部改正は、令和4年〇月〇日以降に公告する治山工事から適用する。